

生駒市障がい者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見制度（以下「成年後見制度」という。）の利用を促進し、知的障がい者及び精神障がい者（以下、「障がい者」という。）の権利を擁護するため、後見、保佐又は補助開始の審判請求（以下「審判請求」という。）、審判請求に係る費用（以下「申立費用」という。）の負担及び助成、並びに成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬費用（以下「報酬費用」という。）の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長による審判請求の対象者)

第2条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う審判請求（以下「市長による審判請求」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、当該者の保護のために市長による審判請求を行うことが必要であると市長が認める者とする。ただし、審判請求を行う3親等又は4親等の親族が明らかに存在するときは、この限りでない。

(1) 65歳未満の障がい者で判断能力が十分でない者

(2) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者（ただし、第12条第2項に該当する者を除く。）

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）がいない者

イ 親族等がいても、審判請求を行う見込みのない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、対象者とすることができる。

(市長による審判請求の判断基準)

第 3 条 市長は、市長による審判請求の必要性の判断にあたり、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状態
- (3) 対象者の親族等の存否、親族等による対象者の保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な事情
(調査の実施等)

第 4 条 市長は、市長による審判請求の必要性の判断にあたり、前条に掲げる事項について調査するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに対象者の福祉を図るために市長による審判請求を行う必要があると判断した場合は、この限りではない。

2 市長は、親族等の存否を確認するため必要があるときは、対象者の戸籍関係書類の交付を求めることができる。

3 親族等の存否が確認できた場合は、対象者の状況等を連絡し、親族等自らによる保護又は審判の請求に係る意思等の確認について、成年後見制度申立て等に関する親族意向確認書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

4 市長は前 3 項による調査の結果、必要があると認めるときは、遅滞なく市長による審判請求を行うものとする。

(費用負担等)

第 5 条 市長は、市長による審判請求を行うにあたり、家事事件手続法(平成 23 年法律第 52 号)第 28 条第 1 項の規定により、次に掲げる申立費用を負担するものとする。

- (1) 郵便切手の購入費用
- (2) 収入印紙の購入費用
- (3) 診断書の作成費用
- (4) 鑑定費用

(5)その他添付書類の交付及び証明書発行に係る費用

- 2 市長は、負担した申立費用について、対象者が負担すべきであると判断したときは、当該申立費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項の規定により、家庭裁判所に対して当該申立費用の求償に係る申立てを行うものとする。
- 3 市長は、前項の申立てを行った場合において、家庭裁判所が対象者に申立費用の負担を命ずる審判をなしたときは、成年後見等審判請求に係る申立費用の請求書（様式第 2 号）により、対象者に申立費用を求償するものとする。
- 4 前項の場合において、市長は、成年後見人等が選任された日から 3 月以内を納期とする納入通知書を対象者に送付しなければならない。

（申立費用の助成）

第 6 条 前条に定めるもののほか、市長は、審判請求により後見、保佐又は補助の開始の審判がなされた者（以下「成年被後見人等」という。）及びその配偶者又は 4 親等内の親族（以下「4 親等内の親族等」という。）のうち、成年被後見人等の審判請求を行った者（以下「審判請求者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項各号に掲げる申立費用の助成を行うことができる。ただし、本市以外の市区町村から申立費用の助成を受けているときは、助成の対象としない。

- (1) 審判請求者が成年被後見人等にあつては、当該成年被後見人等が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている 65 歳未満の障がい者で次のいずれかに該当するとき。ただし、第 12 条第 2 項に該当する者を除く。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けているとき。

ウ 成年被後見人等及び成年被後見人等と生計を一にする者全員の市町村民税が非課税であり、成年被後見人等の預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く。）の合計額が 30 万円を下回るとき。

(2) 審判請求者が 4 親等内の親族等にあつては、当該審判請求者の市町村民税が非課税であり、かつ、成年被後見人等が前号の要件に該当するとき。

(報酬費用の助成)

第 7 条 市長は、市長による審判請求を行った成年被後見人等が、前条第 1 号アからウまでに掲げる要件のいずれかに該当するときは、報酬費用について、助成することができる。この場合において、同号ウ中「30 万円」とあるのは、「報酬費用に 30 万円を加えた額」とする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、成年被後見人等自身又は 4 親等内の親族等が行った審判請求による成年被後見人等が、次の各号のいずれにも該当するときは、報酬費用について、助成することができる。

(1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている 65 歳未満の障がい者で、判断能力が十分でない者（ただし、第 12 条第 2 項に該当する者を除く。）

(2) 前項に定める要件に該当する者

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 成年後見人等が成年被後見人等の 4 親等内の親族等であるとき。

(2) 本市以外の市区町村から報酬費用の助成を受けているとき。

4 同条第 1 項及び第 2 項に規定する報酬費用の助成額は、民法第 862 条の規定により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、成年被後見人等の生活の場が在宅であるものにあつては月額 28,000 円を、施設等であるものにあつては月額 18,000 円を上限とする。ただし、報酬付与の審判により報酬付与がなされた期間の始期及び終期が月の途中であつた場合は、月

額の上限額を日割計算により算出した額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

5 前項の助成額の上限を算定するに当たり、在宅期間と施設等の入所期間が混在する月がある場合は、当該月の2分の1以上を占めた生活の場を適用するものとし、同日数の場合は月額28,000円を上限とする。

6 報酬費用の助成の対象期間は、報酬付与の審判により報酬付与がなされる期間の末日から起算して2年前までの間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

7 成年被後見人等が死亡した後に支給すべき助成額は、第4項及び第5項の規定により算出した額から当該成年被後見人の遺留金を差し引いた額とする。

(助成の申請)

第8条 申立費用及び報酬費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、成年後見制度利用支援事業助成申請書(様式第3号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 助成の申請は、申立費用にあつては後見開始等の審判があつた日から、報酬費用にあつては報酬付与の審判があつた日から、それぞれ起算して3月以内に行わなければならない。

(助成の決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかに申請内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業助成交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条第1項の規定による助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、速やかに、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第5号)により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(審判請求及び助成の特例)

第 12 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 13 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項及び生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 3 項の規定(以下「住所地特例」という。)により、市外に所在する施設及び病院へ入所、入居又は入院をし、当該施設を住所地とする者のうち、本市の被保険者又は本市が支給決定若しくは保護をしている者は、第 2 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定による市内に居住し、かつ、本市に住所を有する者とみなす。

2 他市町村の介護保険の被保険者又は他市町村から介護給付費等の支給決定若しくは生活保護を受けている者については、市長による審判請求並びに申立費用及び報酬費用の助成の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、対象とすることができる。

(報告の義務)

第 13 条 利用者は、申請の内容に変更があった場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(助成の取消等)

第 14 条 市長は、利用者が、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成の決定を取り消し、助成金を返還させることができる。

(審判請求に関する相談支援)

第 15 条 市長は、審判請求に関する手続きやその他の成年後見制度の利用に関する相談支援を行うものとする。

2 前項に掲げる相談支援を円滑に遂行するため、業務の一部又は全部を委

託して行うことができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 なお、制定後の生駒市障がい者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず令和 4 年 12 月 31 日までに市長による審判請求を行った成年後見人等の報酬費用に対する助成金は、なお従前の生駒市地域生活支援事業実施要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）の規定による。
- 3 市長以外の者が第 7 条の規定による助成を受ける場合の対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日以降の職務に係る報酬により算定するものとする。